

豊明市空き店舗活用事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き店舗の解消と商店街の活性化を図るため、市内の既存商店街における空き店舗を新たに賃借し、集客等に役立つ施設を開設する事業団体に対し、豊明市空き店舗活用事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 既存商店街 営業店舗が空き店舗を中心として半径100メートル以内に5店舗以上集合している市内の区域をいう。
- (2) 空き店舗 商業(サービス業を含む。)又は事務所の用に供していた市内の施設で、連続して1月以上利用されていない施設をいう。
- (3) 集客に役立つ施設 アンテナショップ、展示場、イベントスペース等で特に商店街の活性化に寄与する施設をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、商店街の集客及び賑わいを創出し、又は顧客利便施設を整備する事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 店舗の1階部分で主な活動を行うもの
- (2) 週5日以上営業し、かつ、客が直接店舗に来るもの
- (3) 過去に、本要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの
- (4) 空き店舗の借上げに係る契約期間が1年以上あるもの

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとし、代表者、役員及び業務に従事する者が豊明市暴力団排除条例(平成24年豊明市条例第24号)に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有している者若しくは団体でないものとする。

- (1) 商店街振興組合又は事業協同組合を組織している商店街
- (2) 10店舗以上で組織する任意の商業団体で、規約等を有するもの

(3) 前2号に掲げる商業団体を構成員とする連合組織で、規約等を有するもの

(4) 前3号に類似する商業団体で市長が適当と認める団体
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、店舗の整備費用及び補助金交付申請を行った年度における家賃（敷金、礼金、共益費等の賃借料に付随する経費を除く。）とする。ただし、国、県等の家賃補助を受けている場合は、対象としない。

(補助対象期間及び補助金の額)

第6条 補助対象期間は、事業を開始した年度とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てることとする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付申請その他については、この要綱に定めるもののほか、豊明市補助金等交付規則（昭和48年豊明市規則第34号）によるものとする。ただし、交付申請については、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 資金計画書
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) その他参考となる資料

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。